様式第１（第２条第１項関係）（平25総省令９・全改、令元総省令19・一部改正）

第１表

電気通信役務契約等状況報告
契約数

年　　月　　日現在

サービスの種類　加入電話及び総合デジタル通信サービス

事業者名

サービスの種類及びインターフェースの種別	区分			合　計
	事務用	住宅用	区分なし	

注１　加入電話及び総合デジタル通信サービスごとに記載すること。

２　総合デジタル通信サービスについて記載する場合には、インターフェースの種別ごとに記載すること。

３　契約約款等において事務用及び住宅用の区分がある場合には、「事務用」の欄及び「住宅用」の欄に分けて記載すること。なお、当該区分がない場合には「区分なし」の欄に記載すること。

４　記載する「サービスの種類及びインターフェースの種別」の数に応じ、項を適宜増減すること。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第２表

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別単位料金区域別契約数

年３月31日現在

サービスの種類
（総合デジタル通信サービスのインターフェースの種別）

事業者名

都道府県	単位料金区域	区分				合　計
		事務用	住宅用	区分なし	小　計	

合　　計						
参　考　事　項						

注１　加入電話及び総合デジタル通信サービスごとに別葉とすること。

２　総合デジタル通信サービスについて記載する場合には、インターフェースの種別ごとに別葉とすること。

３　契約約款等において事務用及び住宅用の区分がある場合には、単位料金区域ごとに「事務用」の欄及び「住宅用」の欄に分けて記載すること。当該区分がない場合には「区分なし」の欄に記載すること。

４　番号ポータビリティ機能（接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第４条の表２の項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用してサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該機能を利用した契約数を記載すること。

５　注４に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

６　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格X0401に規定する都道府県コード（以下「都道府県コード」という。）の番号の順序によること。

７　記載する都道府県及び単位料金区域の数に応じ、項を適宜増減すること。

８　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。